

事業者各位

会津若松市長 室井 照平  
( 公 印 省 略 )

## 入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況報告書の提出について

本市では、平成16年に「会津若松市男女共同参画推進条例」（以下、「条例」と表記）が施行されました。

この条例では、市、市民及び事業者の責務を明らかにして、三者が一体となって、男女がその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことがうたわれております。

つきましては、市内に本社又は本店、及び、支店又は営業所が所在する事業者様におかれましては、第6条第3項及び第13条第2項に基づき、「男女共同参画推進状況報告書」（以下、「報告書」と表記）の提出についてご協力をお願いいたします。

### 【報告書に関する留意点】

#### ◎ 報告書作成にあたって

- ・ 報告書には、押印は不要です。
- ・ 市内事業所の状況（市内に事業所がない場合には、提出不要です）をご記入ください。

#### ◎ 報告書提出後について

- ・ 報告書は「男女共同参画推進事業者表彰」等の情報源として活用させていただきます。

男女共同参画推進事業者表彰については、市ホームページ（下記URL）よりご覧いただけます。

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2025022700019/>



### 【その他】

#### ◎ 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金

- ・ 市ホームページ（下記URL）よりご覧いただけます。

[https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016120200020/#kuni\\_6](https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016120200020/#kuni_6)

これから取り組まれる事業所様は、ご参照ください。



#### ◎ 福島働き方改革推進支援センター

- ・ 働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。相談無料、秘密厳守です。

下記URLよりご覧いただけますので、中小企業事業主の方で「同一労働同一賃金への対応」や「助成金を利用したいが、使い方がわからない」という悩みをお持ちの方は、ぜひともご参照ください。

<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukushima/>



【問い合わせ先】福島県会津若松市市民部市民協働課  
電話.0242-39-1221 FAX.0242-39-1420